

国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書（案）

I 国土調査のあり方に関する検討小委員会の開催趣旨

国土調査のあり方に関する検討小委員会（以下、「小委員会」という。）は、土地政策における国土調査の現状を検証するとともに、今後の施策の方向について調査することを目的に、平成21年1月に国土審議会土地政策分科会企画部会の下に設置された。平成21年3月から8月にかけて4回開催し、「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書 ～国土調査の今後のあり方について～」がとりまとめられた。

平成22年5月には、平成22年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業を定めた第6次国土調査事業十箇年計画（以下、「第6次計画」という。）が閣議決定された。現在、この第6次計画に基づき、国土調査が進められている。

第6次計画においては、「この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すものとする」、とされている。このため、見直しの一環として、小委員会が平成26年2月から6月にかけて3回開催された。

小委員会においては、国土調査を巡る社会・経済の動向や財政事情、第6次計画期間におけるこれまでの地籍調査及び土地分類調査の実施状況等について検討、また、第6次計画後半における国土調査の方向性について議論を行ったところであり、本報告書はその結果をとりまとめたものである。

II 社会・経済の動向等

（1）東日本大震災の発生や南海トラフ地震対策等の進展

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大の地震であり、最大震度7を記録するとともに、10m近い大津波が発生した。これにより2万人を超える死者・行方不明者を出すとともに、膨大な数の建物やインフラ施設等が全半壊するなど、我が国の社会・経済に甚大な被害をもたらした。大津波により、500km²以上にわたる地域が浸水し、多くの住宅や農地等が流失・冠水したところであり、また、東北から関東の9都県で液

状化による宅地被害も発生した。土地の境界に関しても、境界標がなくなったり、建物が土台ごと流されたりしたほか、地震に伴う地殻変動により広域に土地の境界が移動したなどの事態が発生した。

この東日本大震災を契機として、地籍調査が、被災からの迅速な復旧・復興に寄与することが改めて確認された。東日本大震災のあった東北地方は地籍調査が比較的進捗している地方であり、地籍調査を実施した地域においては、地籍調査の成果を活用したことにより、例えば、用地取得のための境界確認及び測量が迅速に進むなど、復旧・復興にあたって事業費、事業期間がともに大幅に縮減される効果が確認されている。

一方で、地籍調査を実施していなかった地域では、例えば、被災後に復旧・復興のための用地取得を行う際に、境界の情報が不明確な地図を用いて立会等を行わなければならない、膨大かつ困難な作業を要するなど、大きな支障が生じている。

東日本大震災の教訓を踏まえ、国は、南海トラフ地震、首都直下地震等の今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策を進めており、平成26年3月に「大規模地震防災・減災対策大綱」、同年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されている。前述のとおり東日本大震災において地籍整備の重要性が再認識されたことから、これらの計画等においても、南海トラフ地震、首都直下地震等により被災が想定される地域における地籍整備の推進が重要とされているところである。

(2) 人口減少・高齢化の進行

我が国においては、2050年までに、総人口が約3,100万人減少し、現在の居住地域の6割以上で人口が半分以上になるとともに、高齢化率は約20%から約40%に高まるなど、今後さらに人口減少・高齢化が進行することが予測されている。

特に山村部については、若年層を中心に人口の流出が著しく、引き続き過疎化と高齢化が急速に進んでいる。

(3) 測量技術の進展

近年、アメリカのGPSのほか、ロシアのGLONASS、EUのGalileo、我が国の準天頂衛星システム等の複数の衛星測位システム（GNSS

S) の整備が進められており、多数の衛星を観測できる環境が構築されてきている。平成25年5月からは、国土地理院により全国の電子基準点で観測した準天頂衛星及びGLONASSのデータ提供が開始された。このような状況を踏まえ、地籍測量においてもGNSSの利用が可能となったところである。

我が国の準天頂衛星システムについては、平成23年9月に閣議決定された「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」において「2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。」とされ、今後、利用可能な衛星が増加する等により、従来のGPSだけでは衛星測位が難しかった都市部や山間部における測位精度のさらなる向上が見込まれるところである。

(4) 国、地方公共団体における財政状況等の深刻化

現下の我が国の財政は、高齢化等の要因によって社会保障に係る財政負担が毎年1兆円以上増加しているほか、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なったことにより、債務残高はGDPの倍程度までに累増するなど、極めて厳しい状況にある。このような状況の中、平成25年8月に閣議了解された「中期財政計画」においては、国・地方の基礎的財政収支を2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化等を目指すこととされており、今後も、財政健全化に向けて厳しい財政状況が予測されている。

また、地方の財政状況についても、平成26年3月に閣議決定された「地方財政の状況」において、「極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る」とされるなど、国と同様厳しい財政状況が予測される。

さらに、地方公共団体における職員数も年々減少しており、総職員数は約275万人（平成25年4月1日現在）と平成6年のピークから約53万人（約16%）減となっている。

Ⅲ 地籍調査

1. 地籍調査の現状

(1) 地籍調査の効用

地籍調査を実施した地域では、境界や面積など土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められることにより、登記された土地の境界や面積を現地で明確に示すことができるとともに、災害等により形が変形したり土地の境界争いが発生したりした際には登記された境界を現地に復元することが可能となるため、土地取引の円滑化や土地資産の保全、公共事業や民間開発事業等のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共用地の管理の適正化、固定資産税の課税の公平性の確保など、多岐にわたる効用が生じる。

特に被災地における復旧・復興の迅速化については、前述のとおり東日本大震災においてその効果が再認識されたところである。

(2) 地籍調査の実施状況

地籍調査は、国土調査促進特別措置法に基づく国土調査事業十箇年計画により促進されており、現在は、平成22年度から平成31年度を計画期間とする第6次計画の期間中である。

これまでの進捗率は、平成25年度末で全国で51%であり、うち都市部で23%、山村部で44%となっている。(表1) 地域別にみると、北海道、東北、中国、四国、九州の各地方で比較的調査が進捗する一方で、関東甲信越、東海、北陸、近畿(兵庫県、和歌山県を除く)の各地方では大幅に遅れており、地域間で進捗の差が大きくなっている。(図1)

また第6次計画の当初4年間の実施状況は、計画事業量に対して、地籍調査が20.1%、基本調査が19.0%、基準点が26.9%であり、また中間年に解消を目指すとした調査未着手・休止市町村は平成25年10月現在で525市町村となっている。(表2)

このような状況の中で、地籍調査の促進を図るため、国は、都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査の国直轄での実施、民間委託の拡大や筆界確認手続きの弾力化、新技術の活用等といった推進方策、国土調査以外の測量・調査成果の活用、広報や地籍アドバイザー派遣等の支援方策を講じてきたところである。

2. 中間年における見直しの方向性

(1) 地籍整備全体の方向性

前述の通り、計画の進捗は遅れているものの、地籍調査の重要性は一層増しており、第6次計画後半においても国土調査事業十箇年計画を基本として各般の推進策を講じつつ引き続き努力していくことが重要である。

また、地震、土砂災害等の災害への備えなどとして、地籍整備の緊急性がより高い地域の調査を優先的に進めるべきである。

(2) 大規模地震への備え

災害への備えに関して、南海トラフ地震及び首都直下地震については、発生すればその被害は極めて甚大であり、また発生 of 切迫性も指摘されていることから、特に重点的な対応が求められるところであり、次のように考えるべきである。

① 南海トラフ地震対応

南海トラフ地震については、30年以内に70%程度の確率で発生する可能性がある。また、東日本大震災と比べ、津波による浸水面積は約1.8倍、浸水域内人口は約2.6倍とされており、その想定される発生可能性と被害規模等から、対策の緊急性が特に高く、早急な土地境界の明確化が重要である。このような中で地籍調査を推進していくことが基本であるが、様々な事情から早急な地籍調査が困難な地域については、少なくとも都市部のうち津波の浸水により現地の土地境界の目印が失われてしまうことが懸念される区域において、応急的な対策として官民境界の基本調査を国が主導して重点的に実施すべきである。

② 首都直下地震対応

首都直下地震については、その発生により国の中枢機能に障害が生じ、我が国の国民生活や経済活動に大きな支障が生じることが懸念されている。また、甚大な人的・物的被害が想定されているが、特に、都心部を囲むように分布している密集市街地等においては、木造家屋の多数倒壊や大規模な延焼火災が発生し、多数の人的被害が発生することが想定されていることから、重点的に地籍調査を推進するべきである。

3. 計画後半における取り組みの方向

(1) 地籍調査推進に向けた方策

① 民間委託の拡大

実施主体である市町村等の担当職員の負担軽減の観点から一筆地調査工程についての民間委託が平成12年より順次拡大されてきており、多くの市町村で活用されているところである。今後ともこの制度が有効に活用されるとともに、必要に応じ各地域がその実情に合った受託組織等を検討し効果的な実施体制の整備を図ることが重要である。

例えば、森林の地籍調査については森林の土地境界に精通した森林組合との連携が考えられる。また、測量事業者と土地家屋調査士が連携し受託法人を設立した例、公益社団法人全国国土調査協会が新規着手市町村の業務を当初数年包括的に受託し、市町村職員の負担軽減を図った例などもある。

また、第6次計画の促進策として、国土調査法第10条第2項（以下、「10条2項」とする。）が新設され、地籍調査の民間法人への委託範囲が拡大された。これにより、工程管理・検査及び成果検定に係る事業費は増加するものの、担当職員の負担軽減を一層図ることができる。

今後、実施しようとする予算・面積に対し職員体制が不十分である市町村等においては、10条2項の積極的な活用が有効な対策になるものと考えられる。

また、まだ10条2項の実施例が少ない中において、各市町村で発注側と受注側の役割分担が異なっているとの声もあることから、国は実績のある市町村や測量事業者等の協力を得つつ適切な役割分担のあり方を整理し、関係者の参考に資することが重要である。

② 筆界確認手続きの弾力化

平成22年に、所有者不明の土地であっても、筆界を確認することができる客観的な資料が存在する場合には、法務局の登記官との協議の上、地籍調査が可能であるとの制度改正（地籍調査作業規程準則第30条第3項の新設）が図られた。これにより、従来であれば所有者不明により筆界未定となる筆のうち半数以上について、客観的な資料を用い筆界が確認されており、今後とも積極的な活用が重要である。

また、この制度の活用等によっても解消されない筆界未定が地籍調査に与える問題点についてその把握に努めつつ、現行の筆界特定制度の活用促進や更なる連携強化等による筆界未定解消策の必要性についても検討していくことが望まれる。

③ 新技術の活用

効率的な地籍調査のため、平成22年に地籍調査作業規程準則、運用基準が一部改正され、デジタル方位距離計や簡易トータルステーション(TS)、DGPSなどの測量機器が使用可能となるとともに、ネットワーク型RTK-GPS法や単点観測法等の手法が導入された。この改正に伴い、実施地区に応じた効率的な作業方法の選択が可能となり、これまで実施していた作業工程の一部を省略することや測量の簡素化が図られることとなった。

しかし、実際には、まだ導入例が少ないこと、全ての筆界点がこの手法で測量できない場合の具体的な方法等が不明であることなどから、従前の測量方法を採用している実施主体が多く、導入された技術が十分に利活用されていない。したがって、国は実際の導入例から適用可能な地形条件等の把握に努め、従来法との併用等、作業方法の詳細な手順を分かりやすく解説したマニュアル等を整備することが求められる。さらに、国、都道府県によるこれらの新技術の積極的な活用の推進及び普及に向けた取り組みが重要である。一方、実施主体となる市町村等においても新技術への積極的な対応が必要である。

また、第6次計画策定後、新たな測量技術が急速に実用化されてきており、地籍調査においても、最新技術に対応した手法、精度等を標準的に採用する体系に向けて、関係機関が連携して抜本的な検討をするべきである。

④ 予算と実施体制に係る配慮

第6次計画前半においては、地籍調査の進捗が地方公共団体の予算、人員等に制約される面が大きかったところであるが、今後も深刻化する財政状況等を踏まえれば、国、地方公共団体ともに予算確保の見通しは不透明なままである。一方で、災害への備えとしての重要性の認識が一段と高まりを見せ、各地域での事業ニーズが増加してきていることなどから、予算が地籍調査の進捗の根幹を支えているという認識の下、国、地方公共団体ともに予算の確保に努めるとともに、その効果的な執行を図ることが極めて重要である。全体としてより緊急性の高い地域を優先するとともに、緊急性の高さ等について国民の理解を得る不断の努力が必要である。

また、予算とともに市町村担当職員の確保は、地籍調査推進にとって車の両輪ともいえる関係であり、市町村において実施体制の一層の充実に努めることが望まれる。

⑤ 国民に分かり易い指標

進捗率の分母となる全対象面積の中には、

- ・大規模な国公有地
- ・地籍が一定程度明らかになっている地域（土地区画整理事業地区等）
- ・土地取引があまり見込まれない地域

等、緊急度が低いと考えられる地域が相当量含まれており、第6次計画後も見据え、適切な指標について国、地方公共団体等で丁寧に検討していくべきである。

⑥ 都市部における地籍調査の推進

人口や経済活動の集中する都市部については、土地取引の円滑化やまちづくりの推進、防災対策の迅速化などのために、引き続き調査を積極的に推進する必要がある。

特に、木造住宅が建ち並ぶ密集市街地等については、首都直下地震等の危険性が指摘される中、防災や災害復旧の観点から、土地境界の明確化を急ぐ必要性が高い。

しかしながら、このような場所は、権利関係の複雑さにより手間がかかる、建物が密集していることにより測量作業が困難であるなど、様々な制約要因を抱えている。このため、引き続き国、都道府県の支援の下、地籍調査の一層の推進を図るとともに、今後、その実施状況の把握・分析を踏まえつつ、都市部における調査の促進方策を国と地方公共団体が連携して検討すべきである。

(2) 基本調査推進に向けた方策

① 都市部における基本調査の推進

これまでに都市部官民境界基本調査を実施した地域では、市町村の負担軽減、未着手・休止市町村解消のきっかけ、防災対策等において一定の効果があつた。

今後は、地籍調査の緊急性が高いものの様々な事情から実施が困難な地域にあつては、地籍調査の着手時期にかかわらず基本調査を優先的に推進すべきである。特に南海トラフ地震の津波浸水想定地域のうち地籍調査の実施が困難な事情がある地域については、応急的な対策として、都市部官民境界基本調査の数値目標を設定するなどして、重点的に実施すべきであ

る。

また、市町村は基本調査成果のGIS等による効率的な管理に努めることが望まれる。

② 山村部における基本調査の推進

これまでに山村境界基本調査を実施した地域では、市町村の負担軽減、土地境界情報の保全等において一定の効果があつた。

国、市町村は基本調査の成果の活用が図られるよう、引き続き調査後の境界標や周辺の植生等の現地の適切な管理に留意すべきである。また、林地境界に詳しい方々の高齢化等により、急速に現地立会が困難になりつつあることなどから、航空写真や地形図等を活用し境界情報を迅速に確認・保存できる手法を検討すべきである。

また、国土交通省、林野庁双方の調査成果を相互に活用するなど、国レベル、地域レベルで一層の連携強化を図るべきである。

(3) 未着手・休止市町村の解消

未着手・休止市町村は平成25年10月時点で525市町村まで減少し、うち86市町村は実施の予定を有していることから、今後とも実施の予定がない市町村は439市町村となっている。(表3) 今後も引き続き未着手・休止市町村の解消に向け市町村、都道府県、国が努力すべきであるが、個々の市町村、都道府県の事情は大きく異なっており、それに応じて以下の対応を図ることが重要である。

① 県レベルの予算不足の影響をうける市町村

まず6道県において県レベルの予算が不足し、このことにより227市町村(未着手・休止市町村の52%)が制約を受けている。当該道県の財政状況を背景としているものであり、解決が容易ではない課題であるものの、当該道県の一層の努力が望まれる。また、国は地籍調査の重要性等に対する当該道県の理解を求めよう引き続き努めるべきである。

② 予算不足市町村(※)

次に135市町村については、予算不足市町村であり、背景として地籍調査の重要性・緊急性について市町村(長)の理解が不十分なことが

あるものと推察され、一層の理解が望まれる。

また、地籍調査制度について市町村による地元住民への説明・周知が不十分なことがそもそもの原因になっている場合もあり、必要があれば、市町村は主体的に地元住民の意識調査・啓発等を行うべきである。

23都府県で予算不足市町村を抱えており、当該都府県は管内で予算不足市町村を全て解消するまでの具体的な行動計画を策定し、その進捗管理を行うなど徹底した対応を行うべきである。また、国は予算不足市町村の解消を最重点として取り組むこととし、都府県と連携し、これまで実施してきた各種普及啓発活動を充実・強化することはもとより、特に必要と認められる市町村に対しては国から直接、あらゆるレベルへの働きかけを行っていくべきである。

※単に市町村予算・人員の不足が未着手・休止の理由になっている市町村

③ 特殊な事情を抱える市町村

最後に185市町村（うち道県の予算が不足しているものは108市町村）においては、特殊な事情（※）を抱えており地籍調査を実施できていない。

これは、地域の独自の事情によるものであり、まずは市町村自らがその課題についてできる限り早期の解決を図り、その上で遅滞なく地籍調査の着手・再開へとつなげることが重要である。

また、都道府県は必要に応じ可能な支援、指導をすべきである。国は直接的な関与は困難であるとしても、単に市町村に任せるだけではなく、都道府県と連携して、その特殊事情の実態や市町村における解決に向けた取り組みの状況等について継続的に把握すべきである。

※認証遅延（筆界未定地の存在等による）の解消中、地籍調査の再調査中、土地区画整理等土地境界に関する他の事業を優先、地籍調査が概成している等の事情

また、未着手・休止市町村の解消等に、国のアドバイザー制度は効果を発揮しており、今後、市町村、都道府県は必要に応じて一層の活用、国は一層の充実を図るべきである。

（４）国土調査以外の測量・調査成果の活用

国土調査法第19条第5項（以下、「19条5項」とする。）指定制度は、土地に関する様々な測量・調査の成果について、その精度・正確さが地籍調査と同等以上の場合には、当該成果を地籍調査の成果と同様に取り扱えるよう国土交通大臣等が指定するものである。

第6次計画の当初4か年（平成22～25年度）においては347km²を指定しているが、従来と同様、圃場整備、土地区画整理事業等が大部分を占めている。他方、新たに国土調査以外の測量・調査成果の活用を促進するため、平成22年度に地方公共団体及び民間等の測量・調査に対する補助制度を創設したほか、平成23～25年度にかけて国、地方公共団体、民間事業者向けの19条5項指定申請手続きマニュアルを作成する等、周知活動を実施したが、測量の実施主体側からの自主的な申請に依存するという仕組みとなっており、対象事業の一部（都道府県の公共事業、民間開発等）については、国土調査以外の測量・調査成果の賦存状況、活用されない理由をまだ十分に把握できていないところである。

そのため、今後、民間事業者等の一層積極的な参画が望まれるとともに、管内の地籍整備促進の一環であるとの認識の下、市町村の地籍調査担当部局が主導して国土調査以外の測量・調査の予定を前広に把握し、当該の測量を実施する主体に対し19条5項指定申請をするよう要請、指導する体制を構築すべきである。その際、法務部局との連携、統合型GISを活用した関係部局との連携が重要である。

また、国、都道府県の地籍担当部局は国、都道府県の各種測量に関連する事業担当部局等に協力を仰ぎ、適時、的確な情報の共有体制を構築すべきである。

更に、国、都道府県、市町村は補助制度の一層の活用・充実を図るべきである。

（5）基準点の適切な設置

これまで実施主体の要望に基づき、地籍調査に必要な基準点（四等三角点）を適切に設置してきたところである。今後、地籍調査に電子基準点のみを与点として地籍図根三角点を設置するという新たな手法を導入することにより基準点を省略することが可能となり、地籍調査のさらなる効率化につながるものとなる。

新たな手法の導入にあたっては、その普及・啓発のため、関係機関や都道府県、市町村等実施主体との連携が重要である。特に国土地理院におい

ては、実施主体の測量に関する技術力の確保・向上のために必要な指導・調整の役割を引き続き果たしていくことが望まれる。

IV 土地分類調査

1. 土地分類基本調査（土地履歴調査）の現状

（1）土地分類基本調査（土地履歴調査）の効用

土地分類調査としては、土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件や災害履歴等の情報を誰もが容易に把握・活用し、災害等にも配慮した適正な土地取引や土地利用が図られることを目的とする土地履歴調査を平成22年より開始し整備を図っている

土地履歴調査は、東日本大震災において、建物被害と地形の関係の分析等に土地履歴調査の成果が使用されているなど、さらに防災施策や住民が災害発生の危険性を事前に理解し、被害を軽減するための基礎資料のみならず、都市計画等の策定等にも活用もされているなどの効果もあり、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されている中で、今後とも着実な推進が期待されているところである。

さらに、土地履歴調査を初めとする土地分類調査成果を、より分かりやすく、より広く利活用できるように、今後、説明会の実施やより一層の電子化等の推進を図っていくことが重要である。

（2）土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施状況

土地分類基本調査（土地履歴調査）は、国土調査促進特別措置法に基づく国土調査事業十箇年計画に沿って整備しており、現在は、平成22年度から平成31年度を計画期間とする第6次計画の期間中である。

これまでの進捗率は、平成25年度末で約71%である。

2. 中間年における見直しの方向性

上述の通り、調査は順調に進捗しているが、東日本大震災以降、国民の土地の安全性に対する関心が高まっていることから、今後は南海トラフ地震の

被災想定地域等を考慮しつつ、引き続き地方部において調査を着実に実施していくことが重要である。

また、第6次計画後半にあたっては、調査成果等を、より利用しやすい形で国民に提供するとともに、調査成果の有用性についてより一層の普及啓発を図る必要がある。

3. 計画後半における取り組みの方向

第6次計画後半においても、土地分類基本調査（土地履歴調査）を計画事業量の達成に向け、引き続き、着実に実施していくとともに、南海トラフ地震の被災想定地域等を考慮しつつ、地方部において当該地域での優先的な調査を実施していくべきである。

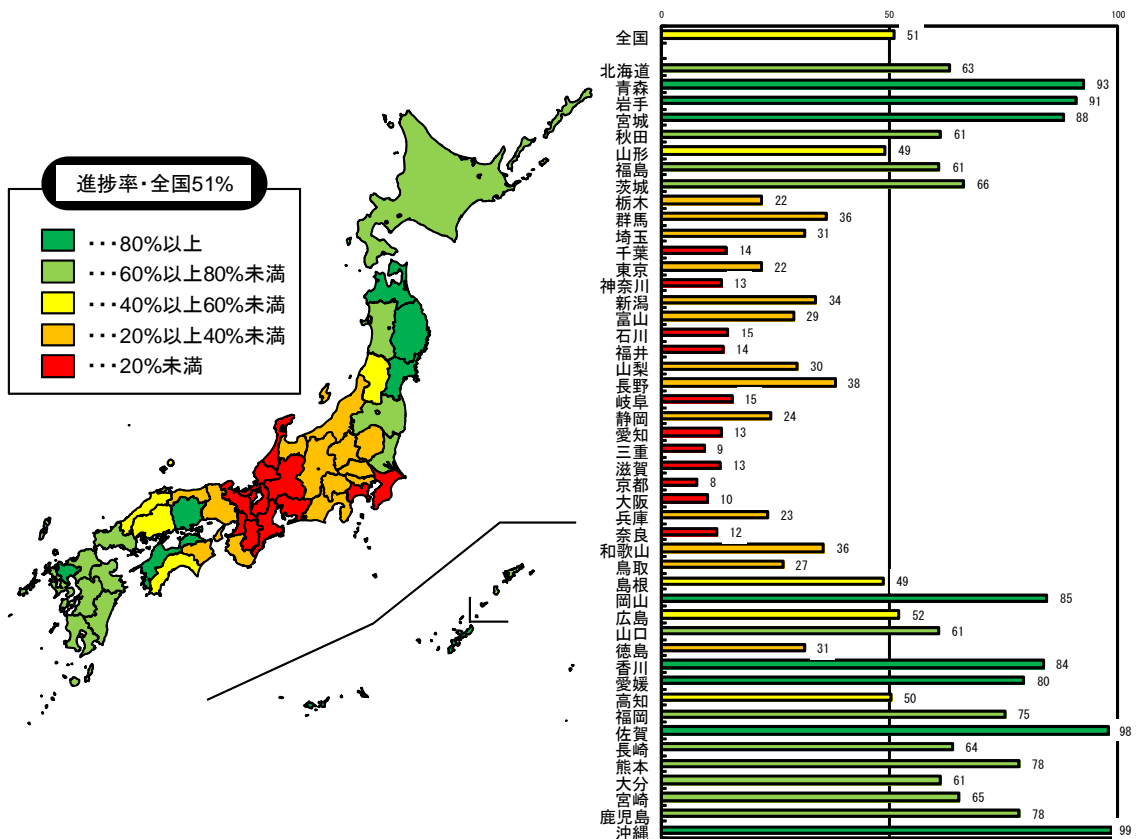
また、土地履歴調査成果等の利活用の促進に向け、調査地域での説明会の実施や、国民が理解しやすいものとしていくために、一般利用者向けの利活用方法や利活用事例集などを作成し、ホームページでわかりやすく紹介することによって、成果を国民が理解しやすいものとしていくべきである。

さらに、国土地理院等と連携して「地理院地図」等を活用し、土地履歴調査成果の公開手法及び検索方法を改善すべきである。

表1 進捗率（平成25年度末）

項目	計画目標	平成25年度末 現在の状況
進捗率 (地籍調査対象地域の面積に対する、地籍調査実施地域の面積の割合)	49% → 57%	51%
うちDID(人口集中地区)	21% → 48%	23%
うち林地	42% → 50%	44%

国土交通省調べ



国土交通省調べ

図1 都道府県別進捗率（平成25年度末）

表2 第6次十箇年計画の計画目標と実施状況（平成25年度末）

項目	計画目標	平成25年度末までの実施状況	
		数値	実施量／計画事業量
①地籍調査	21,000 km²	4,219 km²	20.1%
うちDID(人口集中地区)	1,800 km ²	143 km ²	7.9%
うち林地	15,000 km ²	3,104 km ²	20.7%
②基本調査	3,250 km²	616 km²	19.0%
うち都市部官民境界	1,250 km ²	323 km ²	25.8%
うち山村境界	2,000 km ²	293 km ²	14.7%
③調査未着手・休止市町村	中間年に解消を目指す (平成21年度末) 604市町村	(平成25年10月) 525市町村	13.1%
④国土調査以外の成果の活用	約1,500 km ²	347 km ²	23.1%
⑤基準点	8,400 点	2,259 点	26.9%
⑥土地分類基本調査(土地履歴調査)	18,000 km²	12,718 km²	70.7%

(注) 計画目標のうち太字が閣議決定に定められた数値

国土交通省調べ

表3 未着手・休止理由別の市町村数（平成25年10月現在）

※未着手・休止市町村がない県：青森県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

予算の制約がある道県

	①予算不足等 (市町村+道県)	②予算不足等 (市町村のみ)	小計 (①+②)	③市町村の 特殊事情	合計 (①+②+③)	都道府県別進捗率 全国平均以上
愛知県	33	0	33	12	45	
埼玉県	27	0	27	14	41	
奈良県	14	0	14	8	22	
群馬県	7	0	7	2	9	
北海道	33	0	33	61	94	○
福島県	5	0	5	11	16	○
小計	119	0	119	108	227	

単に市町村における予算不足が理由となっている市町村がある都府県

	①予算不足等 (市町村+道県)	②予算不足等 (市町村のみ)	小計 (①+②)	③市町村の 特殊事情	合計 (①+②+③)	都道府県別進捗率 全国平均以上
千葉県	0	20	20	10	30	
大阪府	0	18	18	3	21	
京都府	0	16	16	1	17	
長野県	0	12	12	9	21	
東京都	0	11	11	3	14	
神奈川県	0	7	7	2	9	
新潟県	0	7	7	1	8	
岐阜県	0	5	5	1	6	
三重県	0	5	5	0	5	
石川県	0	4	4	4	8	
福井県	0	4	4	2	6	
静岡県	0	3	3	5	8	
山梨県	0	3	3	3	6	
山形県	0	2	2	10	12	
徳島県	0	2	2	2	4	
兵庫県	0	2	2	1	3	
栃木県	0	2	2	0	2	
富山県	0	2	2	0	2	
滋賀県	0	1	1	1	2	
沖縄県	0	6	6	1	7	○
福岡県	0	1	1	6	7	○
岩手県	0	1	1	1	2	○
茨城県	0	1	1	0	1	○
小計	0	135	135	66	201	

特殊事情が理由となっている市町村のみの県

	①予算不足等 (市町村+道県)	②予算不足等 (市町村のみ)	小計 (①+②)	③市町村の 特殊事情	合計 (①+②+③)	都道府県別進捗率 全国平均以上
広島県	0	0	0	5	5	○
宮城県	0	0	0	2	2	○
秋田県	0	0	0	3	3	○
宮崎県	0	0	0	1	1	○
小計	0	0	0	11	11	

合計	119	135	254	185	439	
-----------	------------	------------	------------	------------	------------	--

国土交通省調べ

- ① 県レベルの予算の不足も未着手・休止の理由となっている市町村
- ② 単に市町村予算・人員の不足が未着手・休止の理由になっている市町村
- ③ 特殊事情を抱える市町村

(認証遅延の解消中、地籍調査の再調査中、土地区画整理等土地境界に関する他の事業を優先、地籍調査が概成している等)